

募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	該当箇所		質問内容	回答
		頁	項目名		
1	運営予定者募集要項	13	⑩ 提出部数等	「次表「提出書類」順に整理し、」と記載されていますが、「次表」が見当たりませんので、ご教示ください。	以下の順に整理してください。ご指摘の箇所について、「様式番号順に整理し、」と修正します。 (様式8) 提案書表紙（事業計画書）、(様式8-1) 実施方針、(様式8-2) 実施体制、(様式8-3) 収支計画、(様式8-3-1) 開館準備に要する費用内訳書、(様式8-3-2) 運営に要する費用内訳書、(様式8-4) 大阪市の施策との整合、(様式8-5) 開館準備、(様式8-6) 施設管理、(様式8-7) 障がい者スポーツの推進等、(様式8-8) デジタル技術の活用、(様式8-9) その他、(様式8-9-1) 付帯事業費内訳書、(様式8-10) 要求水準等に関する確認書、(様式8-10-1) 要求水準書チェックリスト、(様式8-11) 開館準備業務・運営業務に係る提案金額、(様式9) 提案書表紙（事業計画書の概要版）、(任意様式) 事業計画書の概要版、(様式10) 提案書表紙（要求水準作成等への協力に関する業務委託契約に係る提案見積書）、(様式10-1) 要求水準作成等への協力に関する業務委託契約に係る提案見積書、(様式10-1-1) 要求水準作成等への協力に関する業務委託契約に係る提案見積額内訳
2	運営予定者募集要項	16	(4) 利用形態	「スポーツセンター」及び「会議室、和室」の利用は、『障がい者専用』と考えてよいでしょうか。	スポーツセンターについて、要求水準書3(3)カの障がい者スポーツ推進業務（障がいのある人とその家族・友人を対象としたスポーツ教室等のプログラムの開催、障がい者のスポーツの振興を担う人材の育成、障がい者のスポーツに関する普及啓発等）、同クの地域団体、教育機関等との連携業務、要求水準書参考資料2(2)アの障がい者スポーツ体験プログラム等の提供業務等を除き、障がいのない人の利用は想定していません。会議室、和室については、本事業の目的に合致する利用であれば認める想定で、利用対象団体の要件等は市が今後検討します。
	運営業務要求水準書	17	(ア) 利用形態		
3	運営予定者募集要項	17	(5) 予約受付の考え方	『② 3(3)オ(イ)に定めるスポーツ教室、3(3)カに定める障がい者スポーツ大会』 『③ 3(3)コ(ア)の障がい者スポーツ体験プログラム』 上記②③の記載は、運営予定者募集要項18頁の記載と異なっており、該当箇所が見当たりませんので、ご教示ください。	ご指摘の箇所について、正しくは「② 要求水準書3(3)カ(イ)に定めるスポーツ教室、3(3)キに定める障がい者スポーツの大会」、「③ 要求水準書参考資料2 付帯事業に係る要求水準(2)アの障がい者スポーツ体験プログラム等」です。募集要項を修正します。
	運営業務要求水準書	18	(イ) 優先利用		
4	運営業務要求水準書	8	キ 保険	開設準備期間中に第三者賠償責任保険に加入することとされていますが、どのような賠償ケースが想定されるのかご教示ください。	開館準備期間における利用者への直接的なサービス提供は想定されませんが、開館前のイベント実施、従業員の研修、備品設置への協力等、開館準備業務における第三者賠償を想定しています。
5	運営業務要求水準書	10	カ 市による備品設置への協力業務	開設準備期間中に旧施設で使用している備品を新たな施設へ移設することになっていますが、現行施設の供用廃止は、具体的にはいつとなる予定かご教示ください。	現時点では令和14年度の後半を想定しています。新施設の竣工後、什器・備品等の移設や運営体制の確立に必要な期間を踏まえ、決定します。
6	運営業務要求水準書	21	シ プールの監視業務	募集要項において、運営予定者はSPCから運営業務を受託することとされています。センター運営業務について指定管理者ではなく、委託を受けてプール監視も行う場合、警備業(1号警備又は2号警備)の資格が必要でしょうか。	SPCから運営企業に運営業務を委託し、運営企業が自社の従業員にプールの監視業務を行わせるのであれば、いわゆる自家警備にあたるため、運営企業に警備業の認定は不要と考えられますが、事業者自らの責任において確認のうえ、必要であれば供用開始までに資格を取得してください。
7	運営業務要求水準書	26	ウ 什器・備品等保守管理・更新業務	「日常的に運営事業者の意見を聴取すること」の意味をご教示ください。	誤謬ですので、「日常的に運営事業者の意見を聴取することで」を削除します。
8	運営業務要求水準書 参考資料1	8	イ 建築設備保守管理業務	ボウリングはマシーンの運転とプレーが密接に関係しているため、ボウリング室機械設備の日常的な運転・監視は重要な業務と考えます。機械設備の日常運転及びプレー中などで生じる不具合への調整や利用者への説明対応等は基本的に維持管理事業者が行う業務と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のボウリング室機械設備の日常的な運転・監視、不具合の調整、利用者への説明対応等は運営企業が行い、運営企業のみで対応できない修繕等については維持管理企業が行う想定です。
9	運営予定者選定基準	7	(4) その他	評価する視点として「資料2 付帯事業に係る要求水準の(5)その他付帯事業」が記載されていますが、資料2に該当箇所が見当たりませんので、ご教示ください。	ご指摘の箇所について、正しくは「「資料2 付帯事業に係る要求水準」の(4)その他付帯事業」ですので、運営予定者選定基準及び様式集を修正します。
	様式集 (様式8-9)	-	-		